



あうちのひとのための

# 交通安全新聞

2月

14:14



<38 交通安全まもる隊(4)>

アゼリアン

みんな～！11月に自転車の危険運転の罰則が強化されたんだけど知ってる？

やまもっちゃん



もりちゃん

違反をしたら6月以下の懲役又は10万円以下の罰金だよ～😞ながらスマホをして、交通事故を起こしそうになったり、起こした場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金で結構厳しくなったよ～😞

やまもっちゃん

高校生がながらスマホをしているのを、市内でもよく見かけるけど、降園指導をしているときに小学生がながらスマホしているのも見かけたなあ～😞罰則に年齢制限はないみたいだから小学生でも罰則の対象だよ。

アゼリアン

酒気帯び運転や、自転車を提供した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金で、酒気帯び運転は即検挙だってさ。酒類提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金だよ。交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反を反復して行ったら、警察署でお金を払って講習を受けないとイケないみたいだよ。

スマートフォンなどを手で持って、自転車に乗りながらの通話や、画面を注視することが新たに禁止されて罰則の対象になったよ～📱

酒気帯び運転、酒類の提供や同乗・自転車の提供も新たに罰則の対象になったよ～🍷

県内でも自転車が加害者になる事故が増えているみたいだし、手軽に乗れる乗り物だけど、軽車両で車の仲間だし、危険な乗り方をすると危険な乗り物になるってことを啓発していかないとね🙄

